

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年3月31日

公益社団法人日本ホッケー協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

参考URL:<https://www.hockey.or.jp/jha/governancecode-selfexplanation/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・当協会では、2020年の総会において、中長期の基本計画となる「Japan Hockey Road to 2030」（以下、Road to 2030）の策定を承認し、基本方針等を公表している。Road to 2030では、本協会の理念・ビジョン・スローガンを再定義し、基本指針を定めたうえで、2030年度に向けたロードマップおよび9つの重点領域と各領域で取り組むべき事項を明文化したものとなっている。 ・中期計画の策定にあたっては、担当理事や事務局職員に加え外部人材で構成された横断的なプロジェクト・チームで原案を策定し、日本協会の理事、日本リーグの理事等で幅広く意見を募り取り纏めていく。 ・2030年の「あるべき姿」にある2030年にはお互いに支えられるような社会を構築すべく、そのきっかけとして2030年にFIHワールドカップ日本開催をし、その先にある豊かな社会形成に貢献をホッケーを通じて行っていくことを目指している。 ・現在は上記の9つの重点領域ごとにリーダーを任命し、各領域内で具体的な施策への落とし込みを行っている。	Japan Hockey Road to 2030サマリー資料
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・上記Road to 2030の重点領域の一つとして「組織」を定め、その目的として以下2点を定めた。 (1) 的確かつ迅速な意思決定と業務執行 (2) 理念・ビジョン・スローガンに則った健全且つ公正なる協会運営 ・具体的なアクション項目として、A) 組織基盤の構築・強化、B) 日本ホッケー協会（JHA）プレゼンスの向上、C) 人材育成・養成を定め、次のステップでの取り組みを計画している。 Phase1：JHAの組織形態の検討・構築、及び、協会運営を支える人材の育成 Phase2：JHA及び国内外の関連団体との関係促進を図るための組織形態見直し・再構築、及び人材の設置 Phase3：国内外における更なるJHAのプレゼンス向上 ・また、2030年までの10年間を通し、実働隊として関与し動ける若手人材が全国区で必要とされていることから、JHAとして中長期的な人材戦略が必要と認識。2030年までの間にRoad to 2030に積極的に関与し経験を通じ、プロジェクト完了後の2031年以降、JHAだけではなく求心力となり基盤人材となり活躍する人材を各都道府県に育てることで、全国におけるホッケー文化・ホッケーファミリーの拡充をより強固なものにしていくことを目指している。	Japan Hockey Road to 2030サマリー資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・収支予算書については、策定するとともに随時補正予算を更新している。また、収支予算書については当協会のHPにて公表している。計画策定にあたっては予算を理事会にて説明する過程で役職員等構成員から意見を募っている。毎期、財務の健全性を確保した事業計画を内閣府に提出するとともに、HPで公表している。 ・上記Road to 2030の重点領域の一つとして「財源」を設定し、「JHAとしての自立運営可能な自主財源基盤の構築」を目的と定めている。 ・具体的なアクション項目として、A) パートナーとの連携強化、B) 財源システムの再構築を定め、次のステップでの取り組みを計画している。 Phase1：スポンサーから真のパートナーへと変わってもらうべく、スポンサーに対する新規価値創出をし、スポンサーの継続、及び、新規獲得を行い、東京2020以降の財政基盤の構築を行う Phase2：スポンサー以外の収入源について収入モデルの再検討をし、スポンサー以外の収入源の再構築・確保を行う Phase3：2030年FIHワールドカップ開催に向けた財源確保を強化すべく、メディア露出増加など、収入源のより多角化を図る	Japan Hockey Road to 2030
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・令和2年8月1日改選による理事の総数23名のうち、外部理事の割合が約26%（6名）、女性理事の割合が13%（3名）である。 ・女性理事の割合が低い要因として、加盟都道府県ホッケー協会や関連団体からの推薦については女性に関する定めがないことが挙げられる。割合を上げるためには、定款施行細則を見直す必要があり、この見直しにあたっては、加盟団体からの意見も募りながら検討する。 ・次期役員（令和4～5年度）改選時には、ガバナンスコード（以下、適合性審査の内容も含め「GC」と言う。）の目標割合を達成するため、令和4年3月末までには、加盟団体の意見も募った上で、関係規程・規則の改定を検討する。	役員名簿
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	・当協会では評議委員制度は導入していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	〔原則1〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	・現時点ではアスリート委員会は設置されていないが、設置に向けて具体的な検討を行っており、令和3年度中に特別委員会としての設置を目指している。 ・本委員会の目的としては、ホッケー競技に関連する事案について本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにホッケー競技の普及発展に寄与することを目的とする予定である。 ・構成員である委員を幅広い年齢層やジェンダーから選定することを目指しており、アスリートの権利保護、競技・強化環境の改善、JOCやIF/AFのアスリート委員会との協力連携などを主な活動内容と想定している。	無し
7	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・当協会の定款では、役員について理事の人数を20名以上30名以内、監事3名以内と定めており、現状、23名の理事と2名の監事により理事会を構成している。 ・機関決定を迅速に行うため、7つの専門委員会には理事を複数名配置することを原則とし、現在は1委員会あたり約2.6人の理事を配置している。各本部・委員会に複数名体制で理事を配置することは、理事会と委員会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。以上の観点から、23名により理事会を構成することは、その機能に鑑みれば適正な規模である。 ・また、理事会の承認を得て、業務執行理事を7名（副会長1名、専務理事1名、常務理事5名）設置し、強化本部・総務委員会・技術委員会・普及委員会・国際委員会に常務理事を各1名配置することで、代表理事（会長）と適宜連絡を取ることができる体制を整え、緊急事案などにも迅速に対応できる体制を確保している。 ・今後、統括団体としての役割を十分に踏まえたくうえで、理事会の適正な規模については改めて検討する。理事の選出の仕組みや理事会の構成に大きくかわるものであることから、今後検討を行い、結論を得る。（令和3年10月を目途に理事会において方向性を審議する予定。遅くとも令和4年度の改正に間に合うよう議論を進める。）	役員名簿
8	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・現状、役員定年制に関する定めとして、就任時70歳未満と定めている。但し、理事のうち1名は就任時75歳未満と定めている。 ・GCにおいては、「外部理事について、他の理事とは異なる年齢制限を設ける又は年齢制限の対象外とすることも考えられる」としており、令和3年11月を目途に理事選出の仕組みを検討する過程で必要に応じてこうした可能性も検討する。	定款、定款施行細則

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・当協会には10年超に関する再任を制限するルール、規則、規程はない。 ・現状で10年の在任期間を超える役員はいない。 ・再任制限への対応については、外部及び女性の理事の選出方法に係る関係規程・規則の改定と併せ、加盟団体等の意見を聴取することも考慮に入れ、令和4年3月末までに対応を検討する。	定款、定款施行細則
			・GC遵守に係る関係規程・規則改定などの体制整備にあたっては、加盟団体等の意見も踏まえて進めることを考慮に入れ、その検討及び手続には一定期間を要することが見込まれるため、次回役員改選時（令和4年6月）に該当者が生じた場合に限り、激変緩和措置を適用する。	無し
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	・定款施行細則にて役員候補選考委員会に関する規程を定め、役員改選の際には設置を行っている。 ・役員候補選考委員会は、会長を委員長とし、理事、正会員及び外部有識者のうち会長の指名する者をもって構成し、委員は8名以内としている。この委員会は本協会の目的、業務に照らし、それぞれの職務に適した者を理事会に提案する役員候補者として決定することと定めている。	定款施行細則
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	・当協会では、倫理規程、コンプライアンス規程、コンプライアンスの推進に関する基本方針を制定している。	倫理規程、コンプライアンス規程（別紙1、2含む）、コンプライアンスの推進に関する基本方針
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	・当協会では、定款、定款施行細則、総会規程、理事会規程を定めている。	定款、定款施行細則、総会規程、理事会規程、賛助会員規約
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	・当協会では経理規程、予算執行の手引き、海外渡航安全対策規程、危機管理規程を定めている。	経理規定、海外渡航安全対策規程、予算執行の手引き、危機管理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規 程を整備しているか	・当協会では役員の報酬並びに費用に関する規定を定めている。	役員の報酬並びに費用に関 する規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ④法人の財産に関する規程を整備し ているか	・当協会では、経理規程を定めている。	経理規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を 整備しているか	・当協会では、該当の規程を定めていない。	無し
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選 考に関する規程その他選手の権利保 護に関する規程を整備すること	・日本代表候補選手の選考は「日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン」に基づき行われる。選考会を実施し、選考会の最終日に日本代表 選考委員会を開催し承認を得た後、第三者承認委員会を開催する。第三者承認委員会のメンバーは前年度の日本リーグの1位～3位のチームの監督。結 果をJHA理事へ報告後ホームページで発表する。選考結果は全チームに送っている。 ・選考から漏れた選手については、ヘッドコーチから選考のポイントとその選手の今後の強化の課題を伝えている。	日本代表選手・スタッフの 選考に関するガイドライン
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考 に関する規程を整備すること	・2020Hockey Handbook(P.48)に記載されている、第6条「公認競技役員の責務」を果たした者を対象に、公認競技役員の活動可能範囲を基に審判員を 公平かつ合理的に選考する。	2020 Hockey Handbook
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士 への相談ルートを確認するなど、専 門家に日常的に相談や問い合わせを できる体制を確認すること	・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、専門職理事が関わるとともに、外部の法律事務所へいつでも相談 できる体制を整えている。 ・財務会計問題についても、いつでも専門職へ相談できる体制を整えている。	
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。	(1) コンプライアンス委員会を設置 し運営すること	・コンプライアンス推進部・倫理委員会・調査部を設置し運営している。	コンプライアンス規程（別 紙1、2含む）

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	弁護士、会計士等の有識者をメンバーに含むコンプライアンス推進部を設置している。	コンプライアンス規程
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	弁護士による一般的なコンプライアンス研修は実施しているが、さらに一歩踏み込んで、適用される法令・規程・GCについての研修や、不適切な経理処理等不正行為の防止、代表選手選考の適切な実施、大会運営等における選手等の安全確保についてなど、理事としての素養を高めるよう広い分野での研修を実施する必要があるため、令和3年度から具体的な実施に向け検討する予定である。	無し
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	男女代表選手に関しては、年1回はコンプライアンス研修を実施している。	無し
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・毎年実施してる「ルール研修会」にて審判員に教育を実施している。2020 Hockey Handbookをベースにコンプライアンス規程と倫理規定に基づいた研修を行っている。	2020 Hockey Handbook
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・法律案件について、国内事案・国外事案を問わず業務遂行上懸念等がある場合には、専門職理事が関わるとともに、外部の法律事務所へいつでも相談できる体制を整えている。 ・財務会計問題についても、いつでも専門職へ相談できる体制を整えている。	無し
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・経理規程を整備している。 ・また、監事については弁護士と公認会計士が各1名就任しており、専門的知見を活かした職務執行をしている。監査を実施したうえで、監事より連名の監査報告書を受領している。	役員名簿、監事経歴書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・経理規程および予算執行の手引きに基づき、領収証の保存等につき、国庫補助金を適正に使用する体制を構築している。	無し

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・公益法人認定法に規定された書類については事務所に備置き閲覧に供することのできる体制となっている。 ・また、定期総会にて上程された決算情報については当協会のウェブサイトに掲載している。 その他、当協会の機関紙であるホッケーイヤーブックにも決算情報を掲載して、広くホッケー競技に関わる者に財務情報を開示している。	ホッケーイヤーブック2020 (該当ページ)
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・HPにて開示している	日本代表選手・スタッフの選考に関するガイドライン
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・当協会のガバナンスコードの遵守状況をHPで公表している。 ※当協会の自己説明および証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 https://www.hockey.or.jp/jha/governancecode-selfexplanation/	
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	・倫理規程第4条第8項に「その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為」が規律違反行為として規定されている。	倫理規程
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	・定款において取引の制限について定めている。 ・令和3年度内を目途に利益相反ポリシーを策定し、その規程に基づき、適切に管理を行う予定である。	定款
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・コンプライアンス規程第3章にコンプライアンス通報に関する対応体制等について規定を定め運用を行っている。	コンプライアンス規程（別紙1、2含む）
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	・同上	コンプライアンス規程（別紙1、2含む）
35	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・倫理規程に一連の手続を定めている。なお、現時点では処分レベルについて詳細な定めはないものの、公開されている日本スポーツ仲裁機構等の参考処分例に従い運用する予定である。	倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	・専門性をもつ倫理委員会という組織を定めている。なお、処分審査の前提としての事実審査は専門性を有する独立公平の機関として調査部を設置している。	倫理規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	・倫理規程第18条に自動応諾条項について定めている。	倫理規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・倫理規程第18条にて定めている	倫理規程
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・危機管理規程を令和2年11月14日から施行している。 ・現状では、「有事の危機管理マニュアル」は定めていないが、本団体を囲む選手、指導者、競技役員のほか、スポンサーやマスメディアなども含めて、生じるかもしれないであろうリスク（事故や紛争など）を予測し、速やかな対応、判断、決断を行える組織にするため、第三者を含めた組織とし、最小限に抑制するため、令和3年度中に「本マニュアル」を策定する予定である。	危機管理規程
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・過去4年間に於いて、協会で把握している調査・処分すべき不祥事は発生していない。なお、不祥事が発生した場合の調査体制としての倫理委員会及び調査部、再発防止策策定部署としてのコンプライアンス推進部などこれらに関する組織体制は構築済み	無し

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	・危機管理及び不祥事の「危険予知・予防・発生時の準備」が重要であるため、速やかな調査をするための委員会を予め組織する。 法に触れる事態であることから委員には外部より弁護士は必須とし、各委員会委員長・部長、更には必要に応じて会計士を委員に加え、判断に偏りが生じないように対応できるようにする。なお、調査委員会には2名の弁護士を充てている。	無し
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にする とともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・都道府県協会は、本協会との関係や組織運営の在り方等、明確に捉えているところは少ない。 ・都道府県協会と本協会との関係、組織ガバナンス・コンプライアンス・運営、普及、中長期計画については、資料提供だけでなく綿密に協議し、それぞれが主体的に活動できる体制や連携できる関係を構築する必要があると認識している。	無し
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	同上	無し